

オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について

- 経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、医療機関等向けポータルサイトから猶予届出を**令和5年3月31日まで**に提出してください。

1. 医療機関等向けポータルサイトトップページの「既にアカウントをお持ちの方はログイン」からログインしてください。
※猶予届出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。アカウント登録がお済みでない場合、2月3日以降に送付いたしますアカウント登録のご案内をご覧くださいアカウントの登録をお願いします。



2. ログイン後、マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリックしてください。



3. 猶予類型を選択し、選択した猶予類型に応じた必要事項を入力してください。



※猶予届出の記載事項詳細は「オンライン資格確認の導入の猶予届出（医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出）」をご確認ください。

医療機関等向けポータルサイト
フォームでの届出